

船舶事故調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）
委員 庄司 邦昭
委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年5月16日 06時30分ごろ
発生場所	長崎県平戸市加戸島南方沖 平戸市所在の薄香湾港西防波堤灯台から真方位325° 1.96海里（M）付近 （概位 北緯33° 24.2′ 東経129° 31.0′）
事故調査の経過	平成25年7月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 七十八白鷗、19トン NS2-23124（漁船登録番号）、有限会社白石水産 24.60m×5.40m×1.95m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、平成10年5月11日
乗組員等に関する情報	船長 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年8月16日 免許証交付日 平成25年2月26日 （平成30年8月15日まで有効） 甲板員A 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年3月26日 免許証交付日 平成25年2月26日 （平成30年4月14日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	左舷船底に擦過傷、左舷ビルジキールが脱落、プロペラ、プロペラ軸及び舵板に曲損
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか6人が乗り組み、荒天が予想されたので、操業を切り上げ、船長が、ふだん、平戸市生月島及び同市度島の北方を航行して帰航するところ、強風を避けるため、生月島の南方を通ることに決め、自動操舵で機関回転数毎分約1,100～1,150の約8ノットの対地速力として航行を開始した。 船長は、平成25年5月16日06時00分ごろ、生月島南方の生

	<p>月大橋の手前約2Mで眠くなったので、船橋当直を交替してもらうために合図のベルを鳴らし、操舵室に上がって来た甲板員Aに当直を引き継いだ。</p> <p>甲板員Aは、平戸市中江ノ島の南方を通過した後、手動操舵に切り替え、加戸島と平戸島の間を通過するつもりで加戸島に向けて北東進した。</p> <p>甲板員Aは、本船が、薄香湾沖を通過する頃、加戸島と平戸島の中央に向けて航行していたところ、レーダー画面において、本船に近づいて来る1隻の船を右舷後方約30°～40°、距離約1.0～1.5Mに認めたので、同船を先行させようとして左舵を取り、加戸島に寄って航行した。</p> <p>本船は、06時30分ごろゴトゴトゴトという衝撃と共に加戸島の陸岸から約50m南方の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、甲板員Aが機関を停止して後進に掛けたところ、離礁することができ、機関室、船員室、船首倉庫等を点検し、浸水等がなかったため、長崎県松浦市星鹿漁港に自力で帰港した後、造船所に回航して修理された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 6、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.5m、潮汐 低潮期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約2.0m、船尾約3.0mであった。</p> <p>本船は船橋当直の順番が決められておらず、船橋当直員が、眠くなったとき、操業開始を知らせるときと同じベルを鳴らせば、交替できると判断した操縦免許を受有している乗組員が船橋当直を交替することになっていた。</p> <p>船長は、加戸島と平戸島の間を航行したことが10回以上あり、平戸島寄りには岩があって危ないので、中央を航行するようにしていたが、本事故当日、船橋当直交替後の針路、速力等は全て甲板員Aに任せていた。</p> <p>甲板員Aは、加戸島と平戸島の間を航行するのは、初めてであったが、事前に海図を見ることなどをしておらず、平戸島寄りには浅瀬があって危ないと聞いた記憶があったものの、加戸島寄りに浅瀬があるとは知らず、陸岸至近まで接近して航行できるものと思っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、加戸島と平戸島の間に向けて北東進中、単独で船橋当直中の甲板員Aが、右舷後方から接近して来た船を先行させようとして左舵を取り、加戸島に寄って航行したことから、加戸島南方の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>

	<p>甲板員Aは、加戸島と平戸島の間を航行するのは、初めてであったが、海図等で水路の調査を行っておらず、加戸島寄りには浅瀬がなく、陸岸至近まで接近して航行できると思っていたことから、加戸島に寄って航行したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、加戸島と平戸島の間に向けて北東進中、単独で船橋当直中の甲板員Aが、右舷後方から接近して来た船を先行させようとして左舵を取り、加戸島に寄って航行したため、加戸島南方の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行する航路が初めての場合は、事前に海図等で調査して浅瀬等の有無を確認しておくこと。